

別記2

契約単価の変更に関する特約事項

第1 特約の目的

この特約は、石油製品の市場価格を的確に反映させるとともに、双方対等の立場において公正に変更契約を締結するため、当局による石油製品の販売価格調査結果を基に、加算又は減算しようとする契約単価の変動額を算定する方法を定める。

第2 用語の定義

1 市場価格

経済産業省資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査のうち、A重油納入価調査（大型ローリー納入）の北海道局の価格（以下、A重油価格）を採用する。

調査月の市場価格とは調査を行う日が属する月の2ヶ月前のA重油価格、単価契約締結月の市場価格とは契約締結日が属する月のA重油価格をいう。最終変更契約月の市場価格とは契約した日が属する月の2ヶ月前のA重油価格をいう。

2 市場価格の差額

市場価格の差額とは、契約月から調査月までの市場価格の差額のことをいう。

(1) 単価契約締結後最初の変更契約を行う場合

$$\boxed{\text{算出方法} = \text{【調査月の市場価格】} - \text{【単価契約締結月の市場価格】}}$$

(2) 単価契約締結後最初の変更契約を行った以降に変更契約を行う場合

$$\boxed{\text{算出方法} = \text{【調査月の市場価格】} - \text{【最終変更契約月の市場価格】}}$$

3 単価変動額

単価変動額は、市場価格の差額をそのまま用いる。

$$\boxed{\text{算出方法} = \text{【市場価格の差額】}}$$

第3 契約単価の変更及びその方法

契約単価の変更及びその方法は、次のとおり行うものとする。

- 1 契約単価の変更は、単価変動額に1円以上の増減が生じた場合に行うものとする。
- 2 契約変更の適用の時期は、調査月の1日とする。
- 3 平成29年4月、5月はこの特約に基づく変更契約を行わない。

第4 その他留意事項

災害等による経済情勢の激変や予期することのできない事象があった場合は、契約書第2条により、別途協議を行い契約単価の変更を行うものとする。